

社会福祉法人 孝徳会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内において、採用した労働者に占める女性労働者の割合を引続き 50%以上にする。

<対策>

・採用広報において女性職員の活躍事例やキャリアパスを紹介し、女性にとって魅力ある職場環境であることを発信する。

目標 2：年次有給休暇の利用促進を図り、取得率 50%以上にする。

<対策>

・職場の円滑なコミュニケーションのもと、有給休暇の取りやすい雰囲気を作る。

目標 3：子育て労働者の事業所内保育の利用を 50%以上にする。

<対策>

- ・保育園利用の職員へ保育料の補助（福利厚生）を周知する。
- ・育児休業取得職員へパンフレット配布し、周知する。